

5 酒税率一覧表(令和2年10月1日～令和5年9月30日)

1. 酒税法第23条関係

酒類の分類	アルコール分等	1kl当たり	酒税率
〇発泡性酒類(基本税率)		200,000円	
ビール	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	200,000円	
発泡酒	麦芽比率25%以上(アルコール分10度未満)	167,125円	
	麦芽比率25%未満(アルコール分10度未満)	134,250円	
その他の発泡性酒類	いわゆる「新ジャンル」(アルコール分10度未満で発泡性を有するもの)(※)	108,000円	
	ホップ及びびーの苦味料を原料とし、酒類(アルコール分10度未満で発泡性を有するもの)	80,000円	
〇醸造酒類(基本税率)		120,000円	
清酒		110,000円	
果酒		90,000円	
その他の醸造酒		120,000円	
〇蒸留酒類(基本税率)		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算	
	21度以上	200,000円	
	21度未満	200,000円	
連続式蒸留焼酎	21度以上	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算	
	21度未満	200,000円	
単式蒸留焼酎			
原料用アルコール			
ウイスキー	37度以上	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算	
ブドウスピリット	37度未満	370,000円	
〇混成酒類(基本税率)		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算	
	21度以上	200,000円	
	21度未満	200,000円	
台成清酒		100,000円	
みりん		20,000円	
甘味果実酒	13度以上	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算	
	13度未満	120,000円	
粉未酒		390,000円	
雑酒	みりん類似	20,000円	
	21度以上	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算	
	21度未満	200,000円	

(※)いわゆる「新ジャンル」とは、糖類、ホップ、水及びびーの物品を原料として発酵させたもので、エキス分が2度以上のもの又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリットを加えたもので、エキス分が2度以上のもの。

(注)「一定の物品」とは、次のものをいう。

イ たんぱく質分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメル

ロ たんぱく質分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維

ハ たんぱく質分解物(とうもろこし、たんぱく質分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びガラムメル

2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品目	アルコール分等	1kl当たり税率
連続式蒸留焼酎	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算
ウイスキー	9度未満	80,000円

3. 租税特別措置法第87条及び第87条の4関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者(前年度の課税移出数量の合計が10,000kl超の酒類の製造者を除く)が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

なお、前年度の課税移出数量が1,000kl超～1,300kl以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品目	令和元年度	軽減割合		3年度	4年度
		平成30年度	2年度		
清酒(連続式蒸留焼酎、(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)(注1))	10%	10%	10%	10%	10%
	20%	20%	20%	20%	20%
果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)(注1))	10%	10%	10%	20%	20%
	20%	20%	20%	28.9%(注3)	28.9%(注3)
合成清酒、発泡酒(注1))	5%	5%	5%	5%	5%
	10%	10%	10%	10%	10%
ビール(注2))	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%
	15%	15%	15%	15%	15%

(注)1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。(平成30～令和4年度)

2 当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは、下記に応じた軽減割合が適用される。

- 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%(平成27年度以降は15%又は7.5%)
- 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%又は7.5%

3 正確には90分の26